

随意契約・オープンカウンタ方式による見積依頼公告

次のとおり随意契約・オープンカウンタ方式による見積合せを行いますので、公告します。

1. 随意契約・オープンカウンタ方式による見積合せに付する事項

- (1) 件名 セクシュアル・ハラスメント及びメンタルヘルスカウンセリング業務
- (2) 業務場所 近畿財務局及び管内事務所・出張所
- (3) 業務概要 近畿財務局及び同各事務所等にカウンセラーを派遣のうえ、希望者を対象にメンタルヘルス相談及び教育（心の健康づくりのための教育）を実施する。また、カウンセリングルームを利用したカウンセリングも行う。
- (4) 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (5) 証明書等の受領期限 令和8年3月18日（水）16時30分
- (6) 見積書の受領期限 令和8年3月27日（金）13時30分
- (7) 見積合せの日時及び場所
日時： 令和8年3月27日（金）14時00分
場所： 大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館 8階 執務室

2. 随意契約・オープンカウンタ方式による見積合せに参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 令和7・8・9年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「役務の提供等」であり、営業品目が「その他」に登録のある者であって、「C」又は「D」等級に格付けされ、近畿地域の資格を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。なお会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- (5) 当局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (6) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 下記3の見積合せ参加申込を行い、その審査に合格した者であること。

3. 見積合せ事項を示す場所及び見積合せ参加申込み期間・場所等

- (1) 場所：大阪市中央区大手前4丁目1番76号
大阪合同庁舎第4号館 8階
近畿財務局総務部厚生課厚生係
- (2) 見積合せ参加申込書受付期間
令和8年3月12日（木）から令和8年3月18日（水）
平日（土日祝を除く） 9時30分から12時及び13時から16時30分
見積合せ参加希望者は、以下の書類を提出すること。なお、郵送による提出も可とする。
 - ・見積合せ参加申込書（様式3）
 - ・誓約書及び役員等名簿（様式4）
 - ・指名停止等に関する申出書（様式5）
 - ・機能等証明書（様式6）
 - ・証明書（様式9）
 - ・委任状（様式7、代理人又は復代理人が見積合せ参加申込等を行う場合）
- (3) 仕様書等の交付を受ける方法：
近畿財務局ホームページに掲載する「誓約書（その1）」に必要事項を記入のうえ、当該誓約書及び競争参加の等級が確認できる書類（資格審査結果通知書（写）等）を上記場所に提出すること。
- (4) 問い合わせ先： 近畿財務局総務部厚生課厚生係
電話 06（6949）6354（直通）

4. 見積合せについて

- (1) 見積書提出期限
日時：令和8年3月27日（金）（13時30分必着）
場所：大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館 8階 近畿財務局総務部厚生課厚生係
持参若しくは簡易書留にて郵送すること。

(2) 見積合せ

日時：令和8年3月27日（金）14時00分

場所：大阪府中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館 8階 執務室

5. 契約保証金

全額免除する。

6. 見積書の無効

本公告に示した参加資格のない者が提出した見積書、見積合せ参加申込書又は提出資料に虚偽の記載をした者が提出した見積書、及び見積りに関する条件に違反した見積書は無効とする。

7. 見積書の記載金額について

見積決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、見積書には、見積合せ参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

8. 契約書作成の要否

契約締結に当たっては契約書を作成するものとする。

9. その他

当局の定める予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書の提出を行った者を契約相手方とする。

なお、同価の見積書があった場合には見積合せ事務に関係のない当局職員が「くじ」を引き契約相手方を決定する。

本件見積合せに係る契約は、令和8年度予算が成立し、予算の執行が可能となったときをもって、契約締結日とする。

以上

令和8年3月12日

支出負担行為担当官

近畿財務局総務部次長 平井 毅一郎